

## 外部故障診断装置の開発に係る技術情報の取扱い実施規程を定める 告示案について

### 1. 背景

現在の自動車は、自動ブレーキなどの高度な先進安全装置等を備えており、それらを備えた自動車の点検整備にあつては、自動車に搭載されたコンピューターにアクセスして装置の故障状態を把握し、修理する外部故障診断装置の使用が必要である。この外部故障診断装置については、多くの自動車特定整備事業者において、自動車製作者等ではない外部故障診断装置製作者により独自開発された汎用外部故障診断装置が広く使用されているところ。

一方、近年の自動車はサイバーセキュリティ対策が強化されたことにより、汎用外部故障診断装置による故障診断が困難なものが普及し始め、将来的に汎用外部故障診断装置による十分な点検整備が出来なくなるおそれがあることから、自動車製作者等から提供される外部故障診断装置製作に必要な開発情報（以下「開発情報」という。）に基づいて汎用外部故障診断装置の開発を行うことにより、その機能向上を図ることが急務となっている。

しかしながら、外部故障診断装置製作者がその業務の実施に当たりサイバーセキュリティ等の観点から十分な安全性を担保できる者であるかどうかについて、自動車製作者等が判断することが難しく、第三者的な組織により外部故障診断装置製作者の適格性を判断したうえで適格と認められた製作者に対してのみ開発情報を提供する制度が求められているところ。

このため、自動車技術総合機構（以下「機構」という。）を通じた開発情報を提供する方法等を規定する「外部故障診断装置の開発に係る技術情報の取扱い実施規程」を新たに制定することとする。

### 2. 概要

外部故障診断装置について自動車製作者等が外部故障診断装置製作者と直接契約を結んだ上で、その開発情報を提供する手順等を定める「車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱い指針」（平成 23 年国土交通省告示第 196 号）を廃止するとともに、自動車製作者等が新たに自動車を製作する場合の開発情報の取扱い方法及び外部故障診断装置製作者に対し、機構を通じて当該開発情報を提供する方法等について規定する告示を新設する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 8 年 7 月